

標準保証拡張キット用 延長キット

ご利用の手引

～お客様へのお願い～

本サービスをご利用いただくには、お客様登録が必要です。

速やかにお客様登録をお願いします。

お客様登録には本冊子に記載の「製品シリアルNo」が必要
ですので紛失しないようご注意ください。

はじめに

このたびは日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）ハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「標準保証拡張キット用 延長キット」（以下「延長キット」といいます。）をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。

本書には延長キットにて提供されるサービス内容、サービス条件、およびサービスの開始に必要なお客様登録の手順等を記載していますので、必ずお読みいただきますようお願い申し上げます。

「ご利用の手引き」の内容に同意できることをご確認ください。
同意できない場合には、延長キットをお買い上げ後14日以内にお買い上げいただいたご購入元にご返却くだされば、領収書その他の購入を証するものと引き換えに代金をお返しいたします。

延長キットに基づくハードウェアメンテナンスサービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいたNEC製パーソナルコンピュータ本体の保証開始日（ご購入日）から最大で5年間に延長されます。（すでに適用されている標準保証拡張キットが3年版の場合は最大2年間、4年版の場合は最大1年間延長いたします。）

ただし、製品の補修用性能部品の最低保有期間は出荷年月から5年です。出荷年月から5年を経過した製品は、本サービスのサービス期間を短縮させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お客様が延長キットに基づくハードウェアメンテナンスサービスのご利用を途中で中止した場合であっても、お支払いいただいた料金は返金いたしません。

延長キット1ライセンスにつきサービスを受けられるNEC製 パーソナルコンピュータの台数は1台とします。

サービスを受ける前に

・延長キット連絡先シール

本パッケージには、「延長キット連絡先シール」が同梱されております。本シールには故障発生時の連絡先が記載されていますので、対象機器の見やすい部分に貼りつけてください。

・登録申請

本サービスをご利用いただくには、事前にインターネットでNECへお客様の情報を登録申請していただくことが必要です。第2章を参考に速やかに登録申請をおこなってください。なお、登録には本冊子に記載の「製品シリアルNo.」が必要です。「製品シリアルNo.」を紛失した場合は登録ができなくなりますのでご注意ください。

・修理チェックシート

修理チェックシートは引取修理をご依頼される際、必ず修理品に添付していただきます。

下記URLからダウンロードしてご利用願います。

http://jpn.nec.com/products/bizpc/support/assurance/pdf/index_pdf_01.pdf

第1章 標準保証拡張キット用 延長キットとは

標準保証拡張キット用 延長キットとは、NEC製パーソナルコンピュータ [Mate、VersaPro シリーズ、Mate J、VersaPro J シリーズ（以下「NEC製PC」といいます。）] 向けに用意されたハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「標準保証拡張キット」が提供する保守サービス期間を延長する製品です。本書に定める条件に従って延長キットをご利用いただくことにより、本書に定めるNEC製PCのハードウェアメンテナンスサービス（以下「本サービス」といいます。）をお受けいただくことができます。

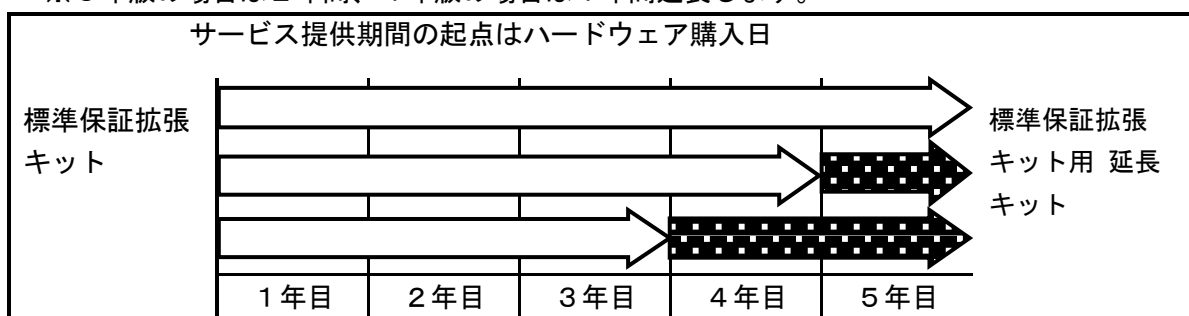
1. 対象機器

本サービスの適用範囲は、第2章に記載された登録手続きに基づき、NECに登録され、かつ日本国内に設置されたNEC製PC本体および本体に内蔵されるNEC製PC用純正オプション機器、NECディスプレイソリューションズ株式会社製ディスプレイ、マウス、キーボードのハードウェア製品（以下「対象機器」といいます。）で、すでに標準保証拡張キットが登録されている機器です。

2. 本サービスの提供期間

延長キットに基づく本サービスの提供期間は、お客様の登録日にかかわらず、登録いただいたPC本体の保証開始日（ご購入日）から最大で5年間に延長されます。

※3年版の場合は2年間、4年版の場合は1年間延長します。



本サービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいたNEC製PC本体の保証開始日（PCご購入日）に、標準保証拡張キットの延長保証期間を追加した年数に、ご購入された延長キットの年数（1年間または2年間）を加算した日までです（最大、PCご購入日から5年です）。ただし、延長対象になる標準保証拡張キットのサービス提供期間終了後から登録完了までの経過期間は、本サービスの提供対象外となります。すなわち、保証期間が切れた後に本サービスを登録申請された場合、保証期間が切れた後から登録完了までに発生した故障に関しては、本サービスの適用対象外となります。

3. 本サービスの対応時間

NEC営業日に対応依頼を受け付け、「NECビジネスPC修理受付センター」もしくは「121コンタクトセンター」にて稼動状況のカウンセリングや処置アドバイスをおこない、受付日当日の15時までにNECが必要と診断した場合に翌営業日にサービス技術者がお客様先までうかがい、オンサイトでの対応を開始します。ただし、交通事情、天候、対象機器の設置場所等の条件により、翌々営業日以降の対応になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

4. その他項目

本規定に定める以外の条件につきましては、保証規定ならびに標準保証拡張キットのご利用手引き・拡張保証規定の内容に従います。

第2章 登録

本サービスをご利用いただくには、NECへお客様の情報をインターネット経由で登録申請していただくことが必要です。NECでの申請内容の確認後、お客様に「サポートパック延長キット登録完了のお知らせ」を電子メールで送付します。「サポートパック延長キット登録完了のお知らせ」の送付をもって、NECがお客様に対し本サービスをおこなうことを承諾した証とします。NECは、合理的な理由がある場合を除き、当該承諾を拒絶しないものとしますが、万一当該承諾ができない事由が生じた場合には、NECが本登録申請を受け取った日から30日以内にNECが定める方法によりお客様に通知するものとします。その場合、お客様が延長キットをお買い上げいただいたご購入元に承諾拒絶の通知と、領収書その他の購入を証するものをご持参いただければ引き換えに代金をお返しいたします。なお、実際のサービスを受けられる際には、「延長キット連絡先シール」に記載のサービス受付窓口へご連絡いただき、PC本体に貼りつけてある型番および製造番号をお伝えいただくことが必要となります。

1. 登録申請の手順

延長キットご購入日から 30日以内、かつ延長対象となる標準保証拡張キットのサービス提供期間が終了する30日前までに、下記の方法によりNECへの登録申請をおこなってください。インターネットでの登録によりNECでの登録が完了しなければ本サービスの提供は開始されません。万一当該期間内に登録申請をされなかった場合、お客様は本サービスを受けられないことがあります。

(1) サポートパック登録ホームページから登録申請します。

サポートパック登録ホームページ

<http://supportpack.nec.co.jp>

- ① ご利用 ID (e-mail アドレス) とパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。
- ② 「契約期間延長手続き開始」ボタンをクリックします。
- ③ 過去に登録した標準保証拡張キットが表示されますので、延長対象の標準保証拡張キットを選択して「延長キットの登録」ボタンをクリックします。
- ④ 必要情報を入力し、「今回登録内容確認」ボタンをクリックします。
- ⑤ 登録内容を確認して「登録」ボタンをクリックします。

(ご注意)

以下に該当する場合はサポートパック登録センターまでお問い合わせください。

- ・ 前任者等、ご自身以外の方が登録した標準保証拡張キットを延長する場合
- ・ ③で延長したい標準保証拡張キットが表示されなかった場合
- ・ インターネット経由でご登録ができないお客様
- ・ e-mail アドレスをお持ちでないお客様

サポートパック登録受付センター

e-mail SupportPack@support.jp.nec.com

電話番号 03-3454-6818

受付時間 9:00～17:00 月曜日～金曜日

(国民の祝日に関する法律に定める休日およびNEC所定の休業日は除く)

- (2) 登録申請が終わりましたら、ご登録の控えとしてご利用 ID の e-mail アドレス宛に「サポートパック延長キット登録受付のお知らせ」メールが送付されます。
- (3) NECでの登録承認が完了しましたら、ご登録者（ご契約者）様宛に「サポートパック延長キット登録完了のお知らせ」メールが送付されます。

■ インターネット登録に必要な情報について

(* 必須入力項目です。)

① ご登録者（ご契約者）情報

登録済みの延長対象パックの情報が引き継がれます。

登録完了のお知らせの通知先となりますので、最新の情報に変更願います。

- ・ 法人・団体名 * ・ ご住所 * ・ 所属
- ・ お名前 * ・ 電話番号 * ・ e-mail アドレス *

② 標準保証拡張キット用 延長キットおよび対象機器の情報

- ・ 延長キット 製品シリアル N o . *

「標準保証拡張キット用 延長キット ご利用の手引き」の表紙に記載している製品シリアル N o . です。

- ・ P C 本体型番 登録済み延長対象パックの情報が引き継がれます。変更はできません。
- ・ P C 本体製造番号 登録済み延長対象パックの情報が引き継がれます。変更はできません。
- ・ ディスプレイ型番 登録済み延長対象パックの情報が引き継がれます。変更はできません。

③ 設置場所情報

登録済みの延長対象パックの情報が引き継がれます。

変更が必要な場合は、登録内容の表示／変更画面から修正してください。

本サービス期間中は、ご利用 ID (e-mail アドレス) とパスワードによりお客様はご自分の登録内容の確認と変更が可能です。ご担当者が替わる場合などは、必ず ID とパスワードを引き継いでください。

登録に関して不明点がございましたら、以下のメールアドレスまたは電話番号にお問い合わせください。

サポートパック登録受付センター

e-mail SupportPack@support.jp.nec.com

電話番号 03-3454-6818

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日

(国民の祝日に関する法律に定める休日および NEC 所定の休業日は除く)

2017.03